## 中央及び地方卸売市場における売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況について

令和6年2月に公表した「中央及び地方卸売市場における売買参加者の新規参入ルールに関するアンケート調査結果」を受け、中央卸売市場には開設者あてに、地方卸売市場には都道府県知事あてに、「売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等について」(令和6年2月29日付け5新食第2710号)を発出。

売買参加者の新規参入ルールについて、令和 6 年 7 月時点での 1 回目の調査に続き、令和 7 年 2 月時点での改善等の検討状況を確認したところ以下のとおり。なお、今後も検討等の進捗について、フォローアップを行う予定。

## ○確認の内容

事項1:売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。

事項2:売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する 開設者が行うよう改善を行うこと。

事項3:売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認(又は推薦)を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合(代払制度)に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。

事例4:売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。

## 1 中央卸売市場における改善等の検討状況

必要な改善	市場数 (開設者数)	改善等の検討状況
事項1	1	改善検討中
事項 2	1	改善検討中
事項3	11	3市場で既に改善済み 2市場で改善決定 1市場で改善対応中 5市場で改善検討中
事項4	該当なし	_

## 2 地方卸売市場における改善等の検討状況 事項1から事項4に関し、改善等が必要な市場数と検討状況の内訳は以下のとおり。

<b>初</b> 、苦点旧夕	改善等が必要な市場数		ī	同答法語中答			
都道府県名			改善済み	改善決定	改善対応中	改善検討中	回答依頼中等
	事項 1						
北海道	事項 2						
10/再/旦	事項 3	2	1			1	
	事項4	1				1	
青森県	事項 1						
	事項 2						
	事項3	1	1				
	事項4	1	1				
岩手県	事項 1						
	事項 2						
	事項3	3		2	1		
	事項4	1		1		1	

	事項1	5	3			2	
宮城県	事項 2						
	事項3						
	事項4	1	1				
	事項1						
14 mile	事項2						
秋田県	事項3						
	事項4						
	事項1						
	事項2	2				2	
山形県	事項3	3				3	
	事項3	2				2	-
	事項1						
福島県	事項 2	1			1		
1223714	事項3	3			3		
	事項4						
	事項1	2	2				
茨城県	事項 2						
火城県	事項3	2	1			1	
	事項4	1				1	]
	事項1						
#E-LIP	事項2						
栃木県	事項3						
	事項 4						
	事項1	2		2			
	事項2	1	1				1
群馬県	事項3	1	1	1	1	1	1
	事項3	1	1	1	1	1	1
	事項4	1	1	<del>                                     </del>	+	1	
							-
埼玉県	事項 2	1				1	
	事項3	2				2	
	事項4	2				2	
	事項1	2	1	1			
千葉県	事項 2						
1 ***	事項3						
	事項4	3				3	
	事項1						
市吉和	事項2						
東京都	事項3						
	事項4						
	事項1	1				1	
***	事項 2	1				1	1
神奈川県	事項3	2				2	1
	事項4	1				1	
	事項1	5	5				
	事項 2		J				
新潟県	事項3	1	1				-
		1	1				-
	事項4	-		<del>                                     </del>		<del>                                     </del>	
	事項1	-		<del>                                     </del>		<del>                                     </del>	
富山県	事項 2				1	1	
	事項3	1		1	1	1	
	事項4				ļ		
	事項1			ļ		ļ	
石川県	事項 2			ļ		ļ	
山川木	事項3	1				1	
	事項4	1				1	
1	事項1	6	1		4	1	
/5++1□	事項2						
福井県	事項3	1				1	]
	事項4	1				1	]
山梨県	事項1						
	事項2						
	事項3						
	事項4						
	事項1	1	1				
長野県	事項 2	1	1	<del> </del>	+	<del>                                     </del>	1
		<del>                                     </del>		-	<del>                                     </del>	-	1
	事項3	1		<del>                                     </del>	1	<del>                                     </del>	-
	事項4			ļ	ļ		
岐阜県	事項1	1		1	<u> </u>		
	事項 2	<u> </u>		ļ	<u> </u>	ļ	
	事項3	2		1		1	
	事項4	<u></u>		<u></u>			

	事項1	5				5	
静岡県	事項 2						
	事項3	2				2	
	事項4						
	事項1	2				2	
	事項 2						
愛知県	事項 3						2
	事項4	1				1	
	事項1					_	
	事項 2						
三重県	事項3	2			2		
	事項 4						
	事項1						
	事項 2						
滋賀県	事項2						
	事項4						
	事項1						
京都府	事項 2						
73 (11/1)	事項3						
	事項4						
	事項1						
大阪府	事項2						
八队从	事項3						
	事項4						
	事項1						
	事項 2						
兵庫県	事項3	1			1		
	事項 4	† <u>-</u>		<u> </u>	<del>-</del>		
	事項1						
	事項 2						
奈良県	事項3						
	事項4						
	事項1						
和歌山県	事項 2						
THENTE	事項 3	1				1	
	事項4						
	事項 1	3	3				
鳥取県	事項 2						
<b>与</b> 以乐	事項3						
	事項4						
	事項1						
<b>6</b> 10 10	事項 2						
島根県	事項3						
	事項 4						
	事項1						
	事項 2						
岡山県	事項3	1	1				
	事項3	1	1	<del>                                     </del>	<del> </del>		
	事項4						
	事項 2						
広島県							
	事項3						
	事項4	-	4				
	事項1	1	1	<del> </del>	<del>                                     </del>		
山口県	事項 2	<u> </u>		<b></b>	<b></b>		
3-7	事項3	1		<b></b>	ļ	1	
	事項4			L			
	事項1						
徳島県	事項 2						
<b>偲島</b> 県	事項3	1	<u> </u>	1			
	事項4						<u> </u>
香川県	事項1	3	1			2	
	事項 2	1					
	事項3	4				4	
	事項 4	<u> </u>		1		·	
	事項1	3		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	3	
愛媛県	事項 2	2		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	2	
	事項 2	4	1	<del>                                     </del>	1	3	
	事項 3 事項 4	1		<del>                                     </del>		1	
		т_		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	1	
高知県	事項1	-		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	-	
	事項 2	1	1	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	1	
	事項3	3	1	ĺ	[	3	
Ī	事項4						1

	事項1		ı	I	ı	I	
福岡県	事項 1 事項 2	2	1		1		4
					1	-	4
	事項 3	2	1			1	1
	事項4	2	1			1	
	事項 1	2	1		1		
佐賀県	事項 2						
江吳八	事項 3	3	2			1	
	事項4	1	1				
	事項1	5		1	2	1	
長崎県	事項 2	1			1		
区門示	事項3						
	事項4	1			1		
	事項1	2	2				
#6- <del>1</del> -18	事項 2						
熊本県	事項 3	7	5		2		
	事項4						
	事項1						
1 // 10	事項 2						
大分県	事項3	4				4	2
	事項4	2				2	
	事項1	3	3				
	事項 2	1	1				
宮崎県	事項3	1	1				
	事項4	1	1				
	事項1	10	2			8	
*10 *10	事項 2	3	1			2	_
鹿児島県	事項3	4	1			3	6
	事項4	3	1			2	
	事項1	1	1				
沖縄県	事項 2						
	事項3						
	事項 4						1
合計	事項1	65	27	5	7	26	
	事項2	16	4	0	3	9	1
	事項3	66	16	5	10	35	10
	事項 3 事項 4	29	7	1	10	20	1
	<b>学</b> 块 4	23	/	1	1	20	

【参考】必要な改善等の内容

【参考】必安な以普寺の内台	
実態調査の結果(概要)	必要な改善(事項1~事項4)
○売買参加者の新規参入ルールについて、当該ルールを公表していない市場があった。	事項 1 〇売買参加者の新規参入ルールについて、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧ができるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
〇売買参加者の新規参入の承認等について、既存事業者の売上の影響等を配慮し、買参人組合が承認せず、開設者が売買参加者の団体に判断をゆだね、最終的な判断をしていない事例があった。	事項2 〇売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
○売買参加者の新規参入ルールについて、買参人組合の承認や同組合への加入を新規参入の際の必須条件として規定し、又は明文化せずに当該規定と同様の運用をしている事例があった。	事項3  ○売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認(又は推薦)を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合(代払制度)に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から設定しないよう改善を行うこと。  なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。  ○売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等で判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
〇売買参加者の新規参入ルールについて、開設者以外が定めたルールがあった。	事項4 ○売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。